

クレジットを活用した持続的な脱炭素経営促進事業における 連携パートナー協定（案）

大阪府（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲の「クレジットを活用した持続的な脱炭素経営促進事業」について、甲及び乙が相互に連携・協力して実施するための基本的事項を定めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が創設した「もずやん EXPO グリーン募金箱」の取組を大阪・関西万博のレガシーとして継承・発展させるとともに、府内事業者による温室効果ガス排出削減の取組を取りまとめ、J-クレジットの創出・売却及び活用を通じて、脱炭素経営のさらなる促進を図り、もって府域における脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

（役割等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

- （1）甲は、本事業及び府内事業者の参加促進に向けた周知・広報を行う。
- （2）乙は、本事業に係る仕様書（以下「仕様書」という。）に定める業務を実施するものとする。ただし、甲の承認を受けた場合においては、この限りではない。
- 2 甲から本事業の進捗状況について報告を求められたときは、乙は速やかに報告するものとする。
- 3 甲と乙は、第1項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。
- 4 乙は、本事業によって認証されたJ-クレジットの販売により得られた収益からその創出に要した認証費用その他必要な経費及び乙の手数料を控除した額（以下「還元額」という。）を参加事業者に還元するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、参加事業者が大阪府環境保全基金への寄附を希望する場合は、乙は甲が指定する方法により還元額と同額の寄附金を甲に納付するものとする。
- 6 第4項に規定する販売収益の還元額、還元方法及び時期、第5項に規定する寄附の方法及び時期その他本事業の運用に関し必要な事項については、別に覚書を締結するものとする。

（経費負担）

第3条 第2条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

（リスク等対応）

第4条 本事業の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由において発生したリスクについては、乙が責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処しなければならない。

2 乙は、本事業の実施に伴い、参加事業者又は本事業の実施に関係する事業者との間に紛争その他のトラブルが生じたときは、直ちに甲に連絡したうえで乙の責任及び負担において適切に対応し、その結果を甲に報告するものとする。

3 乙が本事業を継続することが困難となった場合は、甲は、本事業の継続のため、乙の権利及び義務を甲が適切と認める事業者に承継させることができるものとする。

(損害賠償)

第5条 乙は、本協定に違反したことにより甲に損害を与えたときは、甲に生じた損害を賠償するものとする。

2 乙は、本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により、参加事業者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(協定の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定の全部又は一部を解除することができる。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 本事業の実施に関し、不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。

(3) 仕様書に定める業務内容を履行しないとき。

(4) 乙が、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当する者と認められるとき。

2 甲は前項の規定により本協定が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲はその責めを負わない。

(協定の変更)

第7条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和17年3月31日までとする。ただし、J-クレジットを取り巻く社会情勢の変化その他の事情により、本協定の目的を達成することができないと甲が判断した場合はこの限りでない。

2 本協定は、期間満了日の30日前までに、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない場合は、同一の条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。

3 乙は、本協定が終了した場合においても、参加事業者の認証申請期限まで第2条第4項から第6項までに定める事項を実施しなければならない。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、協定期間中及び協定期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、甲に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においては、この限りではない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、本協定に基づく活動を履行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の処理)

第11条 仕様書及び本協定に定めのない事項並びに本協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 大阪府大阪市中央区大手前2丁目
大阪府
大阪府知事 吉村 洋文

乙 (住所)
(事業者・団体名)
(代表者職氏名)